

令和7年度第2回香川県環境審議会自然環境部会議事録

令和7年7月10日（木）

1 日時

令和7年7月10日（木）午前10時00分～11時00分

2 場所

香川県社会福祉総合センター 第1中会議室

3 会議に出席又は欠席した委員（50音順）

(1) 出席した委員（8名）

伊藤文紀、奥村栄朗、川南勉、土手美恵、原直行、藤田幸治、増田拓朗、道久工

(2) 欠席した委員（2名）

小林剛、宮武和代

4 委員以外の出席者（6名）

(1) みどり保全課 課長 井上嘉久、副課長 西神英登、課長補佐 和田弘美、  
主任 塩田明人、主事 大島隆暉

(2) 傍聴人 1名

5 議題

1. 香川県指定金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区特別保護地区の指定（再指定）について
2. 香川県指定大窪寺鳥獣保護区特別保護地区の指定（再指定）について

6 配布資料

(1) 次第

(2) 委員名簿

(3) 配席図

(4) 香川県環境審議会条例

(5) 香川県環境審議会運営規程

(6) 知事からの諮問1件の写し

(7) 環境審議会会長からの付託1件の写し

(8) 香川県指定金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区特別保護地区計画書（案）

(9) 香川県指定金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区特別保護地区計画書（案）新旧対照表

(10) 香川県指定金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区特別保護地区の指定（再指定）に関する利害関係人調書

(11) 香川県指定大窪寺鳥獣保護区特別保護地区計画書（案）

(12) 香川県指定大窪寺鳥獣保護区特別保護地区計画書（案）新旧対照表

(13) 香川県指定大窪寺鳥獣保護区特別保護地区の指定（再指定）に関する利害関係人調書

(14) 鳥獣保護区、特別保護地区について

(15) 令和6年度鳥獣保護区等位置図

7 会議録署名委員

土手委員、藤田委員

8 議事の概要

審議事項『香川県指定金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区特別保護地区の指定（再指定）』及び『香川県指定大窪寺鳥獣保護区特別保護地区の指定（再指定）』については、異議がない旨を決定した。

9 主な意見等

(1) 会議録署名人について

原議長が土手委員と藤田委員を指名し、異議はなかった。

(2) 傍聴人について

1名の傍聴希望があり、出席委員全員の同意により議長から許可された。

(3) 議題について

『香川県指定金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区特別保護地区の指定（再指定）』及び『香川県指定大窪寺鳥獣保護区特別保護地区の指定（再指定）』について事務局から説明を行い、各委員から以下のとおり意見等が述べられた。

【議事】

発言者	内容
事務局	(議題1「香川県指定金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区特別保護地区の指定（再指定）」について説明)
増田委員	特別保護地区の指定目的について、新旧対照表を見ると絶滅危惧Ⅰ類から絶滅危惧Ⅱ類に修正されているが、これは生息鳥獣が変わったことによるものか。
事務局	指定目的の記述は、野鳥の会香川県支部に依頼して確認された生息種に基づいており、今回の調査によって観察されなかった種は削除されている。また、絶滅危惧Ⅰ類や絶滅危惧Ⅱ類については最新の「香川県レッドデータブック」に記載されている種の指定に基づいている。
川南委員	調査方法は年々正確になってきており、「香川県レッドデータブック」も定期的に改定されているものである。
増田委員	「香川県レッドデータブック」はいつ作成されたものか。計画の中でも明記することは可能か。
事務局	「香川県レッドデータブック」は2021年に改定されたものが最新であり、初版は2004年である。指定目的の中で、2021年版であることを明記する。
奥村委員	生息獣類にアライグマとある。特別保護地区に限らず、分布状況の把握や対策が必要だと思うが、県の対策はあるか。

事務局	特定外来生物の有害鳥獣捕獲について、環境省の補助金や単県での補助金の交付で対応している。
奥村委員	アライグマの県内での分布は把握しているか。
事務局	環境省に報告するため、捕獲位置についてはデータがある。手元に資料がないためすぐには回答できないが、アライグマの捕獲の多くは市街地である。
奥村委員	アライグマのような外来生物が今回の特別保護地区のような山の中に来るのは最終段階であると思われる。そのまま増えてしまうと、特別保護地区の生態系にも影響を及ぼす。特別保護地区の指定に合わせた10年ごとの調査ではなく、例えば5年に一度の本格的な生息状況調査をするなど必要ではないか。
事務局	今後の参考にさせていただく。
土手委員	農林水産物の被害状況について、新旧対照表を見るとアライグマがタヌキに変更されている。その理由が知りたい。
事務局	特別保護地区を含むメッシュ地において、有害鳥獣捕獲許可申請が複数種について出されているところであり、すべての種を記載すると煩雑になることから、近年で捕獲実績のある種の中から捕獲数の上位3種の記述とした。 なお、アライグマの捕獲実績については令和6年度に2頭、令和5年度に1頭であり、令和4年度及び令和3年度に捕獲実績はない。
伊藤委員	タヌキの捕獲数の方が多いとのことだが、どれほど違いがあるのか。
事務局	タヌキの捕獲実績については、令和6年度に35頭、令和5年度に30頭、令和4年度に3頭、令和3年度に64頭である。
奥村委員	あえてアライグマの記述を消すことに違和感がある。実際に捕獲実績があるのであれば残した方が良いと思うがどうか。
増田委員	今回の計画書（案）では、生息する鳥獣類について本文中の記載ではなく別表での記載に変更しており、計画書の本文中にアライグマの記載がなくなることも気になる。
事務局	アライグマについては、有害鳥獣捕獲による捕獲実績があり特定外来生物でもあることから、計画書本文の農林水産物の被害状況に記載することとしたい。
原議長	アライグマの記載位置は、前回計画書と同様にイノシシの後ろの2番目にするのか、捕獲数順に則りハクビシンの後ろの4番目にするのか。
事務局	捕獲数順でハクビシンの後ろとしたい。
原議長	議題1について、計画書（案）に「香川県レッドデータブック」作成年の追記及びアライグマの追記が必要である。諮問内容の修正及び答申内容については私に一任していただきたいが、よろしいか。
出席委員一同	異議なし。

事務局	(議題2「香川県指定大窪寺鳥獣保護区特別保護地区の指定(再指定)」について説明)
伊藤委員	特別保護地区内でニホンジカの生息及び捕獲があるとのことだが、県内のニホンジカの生息分布に広がりはあるか。
事務局	捕獲実績については、以前は小豆島地域に多く、本土部では東かがわ市の徳島県境付近にとどまっていたが、近年では徳島県境付近を西側に広がってきている。
土手委員	議題1と同様になるが、農林水産物の被害状況に関してアライグマの記述がなくなった理由を教えてください。また、追記するかどうかをあわせて伺いたい。
事務局	近年、大窪寺特別保護地区を含むメッシュ地でのアライグマ捕獲実績がなかったため除外した。ただし、生息自体はしていることから御意見があれば追記する。
藤田委員	捕獲についてはタイミングの問題もある。生息していることは間違いない。
奥村委員	鳥獣保護区という観点で言えば記述が望ましいと考えるが、捕獲実績がないというのも事実である。また、大窪寺特別保護地区については前回の計画書に7種類記載があり、この中から抜粋するとして捕獲実績のないアライグマをあえて選ぶと、今後記載する種の判断基準が煩雑になることも考えられる。追記の判断については事務局にゆだねる。
事務局	捕獲実績がなく、前回からの修正として記載した種の後ろに「等」を追記していることから、今回は(案)のままアライグマは追記しないこととしたい。
奥村委員	承知した。捕獲実績がないため今回の判断はやむを得ない。ただし、実際に生息はしているということであるため、今後の状況把握は必要である。
道久委員	議題1では、アライグマを追加することで4種類を記載することになった。こちらもそれに合わせて4種類とするのはどうか。
原議長	記載するとすれば捕獲数の上位4種類になると思うがどうか。
事務局	捕獲数上位4種は、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カワウである。ニホンジカの後ろにカワウを追記することとしたい。 また、議題1とあわせる形で、特別保護地区の指定目的の部分に「香川県レッドデータブック」作成年を追記する。
伊藤委員	今回の特別保護地区は全て私有地となっているが、土地の所有者であっても工作物の設置等の際には許可が必要という理解で良いか。
事務局	その通りである。

原議長	議題2について、計画書（案）に「香川県レッドデータブック」作成年の追記及びカワウの追記が必要である。諮問内容の修正及び答申内容については私に一任していただきたいが、よろしいか。
出席委員一同	異議なし。
原議長	ご異議がないようですので、議題についてはそのように決定させていただく。今後の手続きについて、事務局から説明を。
事務局	今後については、部会長から環境審議会会長に今回の審議結果を報告していただき、自然環境部会の決議を環境審議会の決議とするために環境審議会会長の同意を得て、環境審議会会長から知事へ答申をいただき、知事が指定（再指定）をする運びとなる。また、環境大臣に指定（再指定）の届出を行うほか、関係市町や関係者等に通知することとしている。